

**「仙台市男女共同参画推進のための計画のあり方について（中間報告）」からの  
答申案における変更点について（案）**

<b>1</b>	<b>男性職員の育児休業取得について（第3章 基本目標4）</b>																				
	【市民意見募集のご意見】（資料2 P4・項番7、P21・項番46）																				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の育児休業取得期間は女性に比べ短期間である。</li> <li>・育児休暇は取らせるが短期しか認めないなどの場合もあるため、期間別のモニタリングを加えるべきである。</li> </ul>																				
	<p><b>【審議会の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取得期間の短さや期間中の家庭での過ごし方について様々な課題があることを把握している。</li> <li>・引き続き、男性の育児休業取得や主体的な家事・育児への参画の促進のための取り組みが必要と考える。</li> <li>・「市役所における男性職員の育児休業取得期間」について、モニタリング指標に追加する。</li> </ul> <p><b>【答申案への反映】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「市役所における男性職員の育児休業取得期間」を、基本目標4のモニタリング指標に追加する。</li> </ul>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th>現状（直近値）</th> <th>担当局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4"> <b>市役所における男性職員の育児休業取得期間</b>            ※1 市長部局、市選挙管理委員会事務局、            人事委員会事務局、監査事務局、            農業委員会事務局及び議会事務局の合計            ※2 水道局、交通局、ガス局及び市立病院の            合計             取得期間について、以下のとおりとする            ①1週間未満    ②1週間以上2週間未満            ③2週間以上1ヶ月以下    ④1月超         </td> <td>市長部局等 ※1</td> <td>① 2.5%   ② 6.3% ③ 32.5%   ④ 58.8%</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">全局</td> </tr> <tr> <td>教育局</td> <td>① 0%   ② 1.9% ③ 31.5%   ④ 66.7%</td> </tr> <tr> <td>消防局</td> <td>① 12.5%   ② 0% ③ 68.8%   ④ 18.8%</td> </tr> <tr> <td>企業局 ※2</td> <td>① 0%   ② 5.1% ③ 35.9%   ④ 59.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td align="center">(令和6年度)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目		現状（直近値）	担当局等	<b>市役所における男性職員の育児休業取得期間</b> ※1 市長部局、市選挙管理委員会事務局、 人事委員会事務局、監査事務局、 農業委員会事務局及び議会事務局の合計 ※2 水道局、交通局、ガス局及び市立病院の 合計  取得期間について、以下のとおりとする ①1週間未満    ②1週間以上2週間未満 ③2週間以上1ヶ月以下    ④1月超	市長部局等 ※1	① 2.5%   ② 6.3% ③ 32.5%   ④ 58.8%	全局	教育局	① 0%   ② 1.9% ③ 31.5%   ④ 66.7%	消防局	① 12.5%   ② 0% ③ 68.8%   ④ 18.8%	企業局 ※2	① 0%   ② 5.1% ③ 35.9%   ④ 59.0%			(令和6年度)			
項目		現状（直近値）	担当局等																		
<b>市役所における男性職員の育児休業取得期間</b> ※1 市長部局、市選挙管理委員会事務局、 人事委員会事務局、監査事務局、 農業委員会事務局及び議会事務局の合計 ※2 水道局、交通局、ガス局及び市立病院の 合計  取得期間について、以下のとおりとする ①1週間未満    ②1週間以上2週間未満 ③2週間以上1ヶ月以下    ④1月超	市長部局等 ※1	① 2.5%   ② 6.3% ③ 32.5%   ④ 58.8%	全局																		
	教育局	① 0%   ② 1.9% ③ 31.5%   ④ 66.7%																			
	消防局	① 12.5%   ② 0% ③ 68.8%   ④ 18.8%																			
	企業局 ※2	① 0%   ② 5.1% ③ 35.9%   ④ 59.0%																			
		(令和6年度)																			

<b>2</b>	<b>デートDV防止の取り組みについて（第3章 基本目標6）</b>		
	【市民意見募集のご意見】（資料2 P31・項番69）		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デートDVの被害をいかに拾い上げるか、どのように防ぐか、という視点がやや見えにくい。</li> </ul>		
	<p><b>【審議会の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻していない恋人間という関係性においてもこうした暴力があるということを特に若年世代に対して周知啓発を行っていくことが重要であることから、想定される取り組み例へ掲載する。</li> </ul> <p><b>【答申案への反映】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文中の表記「DV」を「DV・デートDV」に修正する。</li> <li>・想定される取り組み例に「デートDV防止啓発」を追加する。</li> </ul>		

3	<p>同性間で発生するDVや性暴力、セクシュアル・ハラスメントや被害者の性別について（第3章 基本目標6）</p>
	<p>【市民意見募集のご意見】（資料2 P32・項番 70・71、P44・項番 101）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメントの被害者には男性も一定数存在するため、男女問わず被害者を支援し、加害を根絶していくという視点が望ましい。</li> <li>・DVやセクシュアル・ハラスメントについて、異性間だけでなく同性間の被害もある。</li> </ul>
	<p>【審議会の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」における「配偶者」について、男性、女性の別を問わないものであること、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みこの事実上婚姻関係と同様の事情にある者に同性パートナーが含まれた例があることが国において明示されている。</li> <li>・これらは性暴力、セクシュアル・ハラスメントにおいても同様であることを念頭に置いている。</li> <li>・一方、このことについて社会的認知が十分とは言い難いと考えられることから、より理解を広げることができるよう本文中の表記を見直す。</li> </ul>
	<p>【答申案への反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文中に、DVや性暴力、セクシュアル・ハラスメントは同性間でも起こるもの、被害者の性別を問わないことを明記する。</li> </ul>
	<p>【本文抜粋】</p> <p>DV*（配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス））・デートDV*、性暴力、セクシュアル・ハラスメントは被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、決して許されるものではなく、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼし、貧困やさまざまな困難につながることもあります。これらは異性間だけでなく同性間でも起こるものであり、被害者の性別を問いませんが、特に女性が被害者となる場合には、その背景に固定的な性別役割分担意識*のほか、妻に収入がない場合も多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような社会的・構造的問題も大きく関係しています。</p>

<b>性の多様性に関する成果目標「性の多様性に関する言葉（LGBTQ）の意味を知っている人の割合」について（第3章 基本目標7）</b>								
<b>4</b>	<p>【市民意見募集のご意見】（資料2 P41・項番 93）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBTQの「Q」については明確な定義があるとは言い難い状況。また、専門用語を知っていれば多様性が尊重できるわけでもない。本指標は様々な意味で指標として不適切なものであり削除が妥当と考える。</li> </ul>							
	<p>【審議会の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府ではSOGIの考え方を基本としていることから、今後仙台市においても同様にSOGIの多様性について市民の理解促進を図っていくことが必要と考える。</li> <li>・成果目標を「性の多様性に関する言葉(SOGI)を知っている人の割合」とする。</li> </ul>							
	<p>【答申案への反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・LGBTQ の認知度を問う成果目標を「性の多様性に関する言葉(SOGI)を知っている人の割合」に変更する。</li> </ul>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（直近値）</th> <th>目標値</th> <th>担当局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性の多様性に関する言葉（SOGI）を知っている人の割合</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">20% (令和 12 年度)</td> <td style="text-align: center;">市民局</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状（直近値）	目標値	担当局等	性の多様性に関する言葉（SOGI）を知っている人の割合	—	20% (令和 12 年度)
項目	現状（直近値）	目標値	担当局等					
性の多様性に関する言葉（SOGI）を知っている人の割合	—	20% (令和 12 年度)	市民局					
<p>【参考】</p> <p>SOGIとは、性的指向を示す「Sexual Orientation」とジェンダーアイデンティティを示す「Gender Identity」の頭文字をとった略称。身体的な性などと共に、人間の性を構成する要素であり、誰もが有しているもの。</p>								

<b>性の多様性に関する居場所づくり事業について（第3章 基本目標7）</b>						
<b>5</b>	<p>【市民意見募集のご意見】（資料2 P42・項番 95）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行プラン掲載の「性的少数者等の居場所づくり事業参加者数」について継続して成果目標とするべき。</li> </ul>					
	<p>【審議会の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心できる居場所の提供という事業の性質を鑑み、当該事業の参加者数の増加を取り組みの「成果」として成果目標に位置付けるのはなじまないと考える。</li> <li>・一方、当該事業の必要性を「見える化」という視点から「性の多様性に関する居場所づくり事業の参加者数」を、成果目標ではなくモニタリング指標に追加する。</li> <li>・性の多様性の理解促進の取り組みについては、より効果的に理解促進を図るための手法等につきまして検討を行うよう、市に意見する。</li> </ul>					
	<p>【答申案への反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「性の多様性に関する居場所づくり事業の参加者数」を、成果目標ではなくモニタリング指標に追加する。</li> </ul>					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状（直近値）</th> <th>担当局等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性の多様性に関する居場所づくり事業参加者数</td> <td style="text-align: center;">102 人 (令和 6 年度)</td> <td style="text-align: center;">市民局</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状（直近値）	担当局等	性の多様性に関する居場所づくり事業参加者数	102 人 (令和 6 年度)
項目	現状（直近値）	担当局等				
性の多様性に関する居場所づくり事業参加者数	102 人 (令和 6 年度)	市民局				

6	<p>「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の用語解説について (参考資料 1 用語解説)</p>
	<p>【市民意見募集のご意見】(資料2 P46・項番 104)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆる『LGBT理解増進法』は不適切な説明である。あえてアルファベットで略すなら「SOGI理解増進法」が適切である。「いわゆる『LGBT理解増進法』」のフレーズを全削除するか、いずれかの対応が妥当と考える。</li> </ul>
	<p>【審議会の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府が発行する広報物やインターネット上のホームページの表記に合わせ、略称を「理解増進法」に修正する。</li> </ul> <p>【答申への反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・略称を「理解増進法」に修正する。</li> </ul>

7	<p>「クエスチョニング」の用語解説について (参考資料 1 用語解説)</p>
	<p>【市民意見募集のご意見】(資料2 P46・項番 105)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分の性が男性・女性のどちらともわからない人」と説明されているが不適切。そもそも多様な解釈がなされている語であり公的機関が安易に定義を示すことはかえって誤解を招く。「クエスチョニング」の用語解説は全削除することが妥当と考える。</li> </ul>
	<p>【審議会の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府ではSOGIの考え方を基本としていることから、今後仙台市においても同様にSOGIの多様性について市民の理解促進を図っていくことが必要と考える。クエスチョニングにつきましては、本文中及び用語解説から削除する。</li> </ul> <p>【答申案への反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本文中及び用語解説から「クエスチョニング」を削除する。</li> </ul>

8	<p>「性的指向」の用語解説について (参考資料 1 用語解説)</p>
	<p>【市民意見募集のご意見】(資料2 P47・項番 106)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自分が恋愛・性愛の対象とする相手の性」とあるが、近年では「性的指向」と「恋愛的指向」を分けて考えることが一般的となっており誤解を招く。「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の定義も一般的ではないが、仙台市として当該法にのっとった定義とするということであれば、その旨明示する必要がある。</li> </ul>
	<p>【審議会の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的指向の解釈を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」に合わせ、その旨を明記した用語解説に修正する。</li> </ul> <p>【答申案への反映】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語解説を修正する。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【用語解説抜粋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 性的指向</li> </ul> <p>性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(用語「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の項目参照)では、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」と定義されている。</p> </div>